

## 「秋田の応援団」運用管理要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、秋田県出身者及び秋田県にゆかりのある県外在住者が持つ経験、知識、技術、人脈等を、県民等（県、県内の自治体、県内に事業所を有する法人及び団体を含む。以下同じ。）が本県の活性化のために活用できる「秋田の応援団」について、必要な事項を定める。

### （登録手続）

第2条 自らの経験、知識、技術、人脈等を県民等に提供することを承諾する前条の県外在住者は、「秋田の応援団」登録申出書（様式1）により申し出るものとする。

2 当該申出が適当と認められるときは、当該申出書の別紙に記載された情報を「秋田の応援団人材データ」（以下「データベース」という。）に登録する。

3 第2項でデータベースに情報を登録された者（以下「登録者」という。）は、当該情報（以下「登録情報」という。）を変更したいときは、「秋田の応援団」登録情報修正依頼書（様式2）により依頼するものとする。

### （登録の抹消）

第3条 登録者は、登録情報を抹消したいときは「秋田の応援団」登録情報抹消申出書（様式3）により申し出るものとする。

2 前項の申出があったときは、速やかに登録情報を抹消する。

3 前項によるもののほか、次に該当するときは当該登録者の登録情報を抹消する。

（1）登録情報に虚偽等があったとき

（2）前号のほか、登録情報を抹消することが適当と認められるとき

4 前項の抹消をするときは、その旨を当該登録者に通知する。

### （登録情報の公開等）

第4条 登録情報のうち、次の情報をウェブサイト「秋田の応援団」（以下「ウェブサイト」という。）で公開する。

（1）氏名

（2）出身市町村等

（3）専門（得意）分野

（4）プロフィール

（5）生年

（6）秋田へのメッセージ等

2 県民等は、登録者の連絡先情報を得たいときは、「秋田の応援団」連絡先等情報提供依頼書（様式4）により、情報の提供を依頼するものとする。

3 前項の利用目的が適当と認められるときは、あらかじめ当該登録者の同意を得た上で、連絡先等の情報を当該県民等に提供する。

(ウェブサイトの運用等)

第5条 ウェブサイト及びデータベースの運用管理は、秋田県総務部広報広聴課が行うものとする。

2 ウェブサイト及びデータベースは常時公開とするが、障害が生じたとき、またはメンテナンスの必要があるときは、公開を休止することができる。

4 ウェブサイト及びデータベースに係る照会、登録者の連絡先に係る依頼等への対応は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(付帯業務)

第6条 第2条から第5条に定めるものの他、「秋田の応援団」に関する業務は次のとおりとする。

- (1) 新規登録者の募集に関すること
- (2) 登録情報の確認及び更新に関すること
- (3) 登録者への県政情報等の提供に関すること
- (4) 制度の周知に関すること

(個人情報)

第7条 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び秋田県個人情報保護条例（平成12年10月17日条例第138号）を遵守して行うものとする。

(免責事項)

第8条 ウェブサイト及びデータベースの利用、登録者との交渉の過程及び結果によって生じたいかなる損害に対しても、県は一切の責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は平成21年3月23日から施行する。

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

この要綱は平成28年7月1日から施行する。